

## GSX-SOC 契約約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (契約約款の適用)

1. グローバルセキュリティエキスパート株式会社(以下「当社」といいます)は、GSX-SOC に関する契約約款(以下、「本契約約款」といいます)を定め、この契約約款に基づきサービス(以下、「本サービス」といいます)を提供します。
2. 本サービスの提供を受ける者(以下、「契約者」といいます)は本契約約款を遵守するものとします。本契約約款に同意することにより当社と契約者の間に成立する契約を、以下、「利用契約」といいます。

#### 第2条 (用語の定義)

本契約約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス用設備	本サービスの提供のために当社が設置もしくは管理する電気通信設備、コンピュータその他の機器およびソフトウェア。
対象ネットワーク	契約者または第三者が管理し、本サービス用設備を設置する論理ネットワークであって、契約者が指定するもの。

#### 第3条 (本サービスの内容)

当社が提供する本サービスの内容は、サービス仕様書のとおりとします。

#### 第4条 (本サービスの提供区域)

本サービスの提供地域は、日本国内を基本とします。ただし、契約者の利用環境上の理由において本設備を輸出する場合には、契約者は日本国の輸出管理法令に従わなければならないことに同意し、了承します。契約者は、当社の事前の書面による承諾を得ずに、直接的にも間接的にも本設備または利用契約に関連したドキュメンテーションを日本国以外の国もしくは地域に移動しないものとします。

### 第2章 契約

#### 第5条 (契約の単位)

1. 契約者が複数の本サービスを申し込む場合には、個々に申込書を記載するものとします。
2. 当社は、本契約約款の他、必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本契約約款とともに特約を遵守するものとします。

#### 第6条 (利用期間)

1. 本サービスの最低利用期間は 1 年となります。ただし、個別期間利用契約を締結する際には、本サービス申込書に記載される利用期間を最低利用期間とします。
2. 利用期間は、本サービス開始日から起算します。また、本サービス内容に変更があった場合は、変更がなされた日から改めて起算するものとし、以後もまた同様とします。
3. 契約者又は当社から利用期間満了の 1 ヶ月前までに書面による解約の申し入れがないときは、期間満了の翌日から起算して 1 年間更新されるものとし、以後もまた同様とします。

#### 第7条 (秘密保持)

1. 契約者および当社は、利用申込を通して知り得た相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密情報及びこれらに含まれる個人情報を第三者に対し漏らしてはならないものとします。但し、当社が本サービスの実施の一部を第三者に再委託する場合に秘密保持に関する契約を第三者と締結した場合は除きます。
2. 契約者または当社が、本条第1項の違反により損害を受けた場合、違反が発見されてから過去 6 ヶ月分の本サービスの料金の総額を限度として、直接かつ現実の損害について損害賠償を請求できるものとします。なお、損害賠償の範囲には、逸失利益、特別損害については含まないものとします。また、本サービスの料金は、当社が承認した本サービス申込書に記載した料金とします。
3. 利用申込締結の前に秘密保持に関連して別の契約・約定等において本契約約款と齟齬ある定めを行った場合、本契約約款の定めを優先して適用します。

第8条 (権利の譲渡等の制限)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

第9条 (契約申込)

1. 本サービスの利用は、原則として、当社が認めた申込書を提出することによって申し込むものとします。
2. 前項の利用申込において、契約者確認のため資料を提出していただくことがあります。

第10条 (契約の成立)

1. 利用契約は当社が本サービスの申込書を受領し、これに対し書面、FAX または電子メールにより承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
2. 当社は、次の場合には本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。
  - ① 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
  - ② 本サービスの申込をした者が当社の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
  - ③ 契約者が、当社または業務委託業者、ならびに本サービスの信用を毀損するおそれがある態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
  - ④ 本サービスを直接または間接に利用するものの当該利用に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
  - ⑤ 申込書に虚偽を記載したとき
  - ⑥ 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき
3. 当社が申し込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。
4. 申込者がメール等、当社が定める本サービス申込書と別の書式、方法で申し込みを行い、当社が受理、承諾した場合も、契約が成立するものとします。

第11条 (サービス内容の変更)

1. 契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申し込むものとします。
2. 前項の申し込みを承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。
3. 第1項の申し込みがあった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。

第12条 (契約者の名称等の変更)

1. 契約者は、本サービスの申込書内容に変更があったときは、変更内容をすみやかに当社に届け出るものとします。
  - ① 商号及び本店所在地
  - ② セキュリティポリシーを決定する権利を有する管理者(以下「セキュリティ管理者」といいます)
  - ③ 代表取締役の氏名
  - ④ 当社に届け出た請求書送付先に関する事項
2. 前項の届け出があったときは、当社はその届け出のあった事実を証明する書類を契約者から提出していただくことがあります。

第13条 (契約者が行う利用契約の解除)

1. 契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除の効力発生日の1ヶ月前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める書面により通知するものとします。この場合、当社が契約者から通知を受領した解除の効力発生日に該当する月の末日をもって、利用契約が解除されるものとします。
2. 契約者は、前項に基づき利用契約の解除を当社に通知した後、当社による本サービスの提供の有無もしくは契約者による本サービスの利用の有無にかかわらず、前項の解除日までの本サービスの利用料を負担しなければならないものとします。

第14条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、契約者が以下に該当するときは、あらかじめ契約者に通知することなく利用契約を解除することができるものとします。

- ① 第16条(提供停止)に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
- ② 第16条(提供停止)各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- ③ 手形・小切手が不渡りとなったとき、または仮差押え、差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき
- ④ 公租公課を滞納して催促を受けたときまたは保全差押えを受けたとき
- ⑤ 破産、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始(これらに類似する手続を含む)の申し立てがあったときまたは清算に入ったとき
- ⑥ その他信用状態が悪化したとき

第3章 本サービスの提供

第15条 (本サービスの提供条件)

1. 本サービスは、常時接続可能なインターネット接続環境を有する日本国内(離島など一部地域を除きます)に対して提供します。
2. 本サービス用設備は、当社が認定する装置に限定されるものとし、運用ならびに設定は当社もしくは当社が認定した業者が行います。
3. 契約者は対象ネットワークとインターネットとの通信が行われる環境を用意するものとします。
4. 契約者は本サービス用設備に割り当てるグローバルIPアドレスを用意するものとします。
5. 契約者は本サービス用設備を設置する場所、電源、本サービス用設備に接続するケーブルを用意するものとします。
6. 契約者は、当社にサービス運用に必要な監視対象機器および本サービス用設備のログ情報について提供することに同意するものとします。

#### 第16条 (提供停止)

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- ① 契約者が利用上の債務を履行しなかったとき
- ② 契約者が以下の行為を行ったとき
  - A. 本サービスを構成する当社のシステムを損壊する行為、あるいはそのおそれのある行為
  - B. 本サービスの運営あるいは当社の業務を妨げる行為、あるいはそのおそれのある行為
  - C. 第三者の本サービスの利用の支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
  - D. 当社あるいは第三者の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、その他法令に違反するあるいは違反するおそれのある行為
- ③ 料金の支払が遅滞したとき
- ④ その他、当社が不適切と判断するとき

### 第4章 料金等

#### 第17条 (料金等)

本サービスの料金は、当社または当社が指定する業務委託業者が契約者に提供する見積書により決められます。

#### 第18条 (料金等の支払義務)

1. 契約者は、当社または当社指定する業務委託業者に対して前条の料金を支払う義務を負います。
2. 第 16 条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金は、変わらないものとして取り扱います。

#### 第19条 (料金等の計算方法)

1. 以下の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算された料金の額とします。
  - ① 利用開始月の料金の額は、初期料金及び本サービスを提供した期間に対応する月額料金(または日割計算による額)とします。
  - ② 契約の成立後、または最低利用期間の途中において、第 13 条(契約者が行う利用契約の解除)または第 14 条(当社が行う利用契約の解除)により利用契約が解除された場合、第 13 条(契約者が行う利用契約の解除)による解除のときは、契約者は、解除の効力発生日に該当する月末までの期間(但し、利用開始前の解除の場合には第 6 条の最低利用期間)に対応する本サービスに係る料金の額を解除の効力発生日の翌月の末日までに一括して当社に支払うものとします。
2. 契約者の申し込みによりサービス内容を変更した場合の当該月の料金の額は、当該月における変更前及び変更後のそれぞれのサービスを提供した期間に対応する月額料金の額(日割計算による額)とします。

#### 第20条 (料金等の支払方法)

契約者は、料金等を銀行振込により支払うものとします。当社または当社が指定する業務委託業者は、料金等を月末日に請求します。契約者は請求月の翌末日迄に請求書に指定する銀行口座に振込み支払うものとします。但し、利用契約が解除された場合など、本契約約款において特別の定めのある場合には、その規定が優先されるものとします。なお、契約者と収納代行会社、金融機関等間で紛争が発生した場合、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がない

ものとしします。

#### 第21条 (延滞損害金)

契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額(1 年を 365 日として日割計算)を、延滞損害金として支払うこととします。

#### 第22条 (消費税)

契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとしします。

#### 第23条 (端数処理)

当社は料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 第5章 責任・保証および免責

#### 第24条 (責任・保証)

1. 当社は、本契約期間中、本サービスに関連して使用される当社提供の本設備が実質的に稼動するよう合理的な努力を払うことを表明し、保証します。ただし、本設備に対する不適切な利用(セキュリティ管理者以外の者による操作を含みます)がなされた場合、本条に規定された保証は無効となります。
2. 本サービスに関わる本来提供すべきサービスが提供されないなどの瑕疵があり、かつこれが専ら当社の責めに帰すべき事由による場合で、契約者から当社に対して請求があったときは、当社は、無償で欠陥設備の修理、交換または設定等の修正を速やかに行うものとしします。
3. 当社は、当社の本契約約款の履行に関し、当社の故意または重大な過失による直接の結果として、契約者が現実に被った通常の損害に限り、本条第 5 項の範囲内で、契約者に対して、損害を賠償するものとしします。ただし、前項のただし書により補修しないことにより生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとしします。
4. 契約者の使用上の過誤、第三者の使用等によって生じる一切の損害の責任は、契約者が負うものとし、当社は一切責任を負わないものとしします。
5. 当社の申込者に対する損害賠償の責任額は、当社の債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求の原因の如何に関わらず、契約者が当社に対して当該損害の原因になった本サービスに関し、当該原因が発生した直前の 6 ヶ月間に支払われた金額を限度とします。

#### 第25条 (免責)

前条の場合を除き、当社は以下の事項に関連して何ら保証を行いません。

1. 他社提供の機器・ソフトウェアまたはサービス  
本サービスに関連し、当社が他の業者から機器・ソフトウェアもしくはサービスの提供を受け、当社のサービスに付加して契約申込者に提供する場合、当該機器・ソフトウェアならびにサービスについては、当社として可能な範囲内において、当該機器およびソフトウェアのメーカーの保証またはサービス業者の保証(すべての場合において、性能および性質については、当該メーカーまたはサービス業者が表明する内容が適用されます)を契約申込者に提供し、契約申込者は、これによる利益を受けることができるものとしします。ただし、当該機器・ソフトウェアもしくはサービスに関する保証または補償、もしくは損害に対する契約申込者の唯一の権利は、当該メーカーまたはサービス業者に對

する訴訟もしくは補償の請求であり、当社、その親会社、役員、従業員および代理人に対するものではないものとし、これらの違反は、本契約に関するいずれの当事者の権利および義務について何らの影響も及ぼさないものとし、

2. 契約者の設備およびその利用に関するセキュリティ

契約者は、自らのコンピュータおよびネットワークの利用ならびにそれらから得られる結果に対して責任を負うものとします。関連する当社所有設備に関して前条第1項で具体的に規定された事項を除き、当社は、本サービスに関し、明示的にも黙示的にも法的にもいかなる種類の保証も行いません(当社ならびに業務委託業者による営業活動・プロモーション活動において、当社本サービスの特定目的(不正侵入防止等)に対する有効性に関する表現は有効性を謳うものであり保証を意味するものではありません)。当社は、契約者のコンピュータまたはコンピュータ・ネットワークのセキュリティに依存する第三者に対し何ら保証をしないものとします。

3. セキュリティ侵害

契約者は、いかなる場合においても、当社、その親会社、関連会社、取締役、従業員および代理人、ならびに当社が指定する業務委託業者が、契約者、そのユーザまたは契約者のコンピュータもしくはコンピュータ・ネットワークのセキュリティに依存する他の者が被ったセキュリティ侵害について(本サービスに関連または起因するかを問いません)、あるいは何らかの点において本サービスの履行不能について、責任を負わないことに同意します。

## 第6章 雑則

### 第26条 (協議)

本契約約款に記載のない事項または記載された項目について疑義が生じた場合は、当社および契約者は、誠意を持って協議のうえ円満に解決を図るものとします。

### 第27条 (準拠法と管轄裁判所)

本契約約款に関する準拠法は日本法とします。契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第28条 (警察及びその他機関への協力)

司法への対処として、警察、検察その他の公の機関による捜査・調査結果の照会が求められた場合には、書類や電子データ等を速やかに提出し、必要な協力を行うものとします。

### 附則

この約款は平成 28 年 5 月 6 日より実施します

### 附則

この改定約款は平成 29 年 2 月 1 日より実施します